

ジェンダーの視点から見た戦前における女子体育教師の確立過程：
第六臨時教員養成所家事科第一部，
体操家事科卒業生の職歴から

A Study on the Process of the Career Establishment of Female Physical Education Teachers before World War II from the Perspective of Gender : Professional Careers of Graduates of the “First Course of Housework Department” and the “Gymnastics and Housework Department” at the Sixth Provisional Teacher Training Institute

キーワード：結婚退職，女子高等師範学校，師範学校，高等女学校

Keywords: Resignation because of Marriage, Women's Higher Normal School, Normal School, Girls' High School

掛水 通子

KAKEMIZU Michiko

Abstract

The purpose of this study was to clarify the process of the career establishment of female physical education teachers before World War II from the perspective of gender through their professional careers.

Historical materials for this study were acquired from the *List of Personnel of Secondary Schools* and the *Archives of Women's Higher Normal School and The Sixth Provisional Teacher Training Institute*.

In 1939, 21 years had passed since students had graduated from the “First Course of Housework”. They were around 40 years old and only 14.3% of them worked as teachers. After graduation, they had retired gradually. Considering graduates from the history of the course, 53.6% of single graduates worked as teachers and 22.8% of married graduates worked as teachers. The number of married graduates holding positions was less than half of single graduates.

For teachers who taught a subject in conjunction with gymnastics, housework was the most common second subject. Music, Japanese language, manners and sewing were also taught. These subjects became the subjects that female teachers could play an active part in for a long time, in addition to gymnastics and housework.

We observed that the number of graduates from both departments of the Sixth Provisional Teacher Training Institute gradually became lower over time. This was particularly true for married women.

Therefore the numbers did not increase even if female physical education teachers were being trained.

From the perspective of gender, marriage made the continuation as teachers difficult. However, the career establishment of female physical education teachers was begun in 1939 with a minimal number of female physical education Teachers.

はじめに

戦前における中等学校教員養成の中核は男女双方とも官立の高等師範学校であったが、中等学校への進学率の上昇により数多くの教員を必要とし、高等師範学校だけでは養成できず、様々な手段で教員免許状が与えられた。延べ36校におよぶ官立の臨時教員養成所（以下「臨時教員養成所」を「臨教」と略記することがある）が設置され、「教員養成を目的とする官立学校卒業」による教員免許状授与、各自が講習会や私学などで学んで、文部省教員検定試験を受験する「試験検定」による教員免許状授与、そして、「試験検定」を受けるために学ぶ学校などを無試験検定許可校・指定校とし、学内での試験で教員免許を与える「無試験検定」へと拡大していった。それでも不足し、無免許教員の採用も、一定数を超えなければ願い出により許可された。さらに、男子中等学校体操科の場合、「配属将校」と称して、教練には軍隊の将校が配属された。

女子高等師範学校（以下「女子高等師範学校」を「女高師」と略記することがある）卒業生に与えられていた教員免許状は、当初は学科を指定しないどの科目でも教えられる教員免許状で、次いで各自の専門とする学科に加えていくつかの学科を指定した免許状となり、そのなかに体操が含まれる場合があった。その後、教員不足に対応して、短い修業年限で科目を限定した専修科が設置された。体操科教員不足に対しては2年間の修業年限で、1903（明治36）年1月に国語体操専修科が設置された。同年4月に1期生が入学し、4期8年間で88人の卒業生を出し1911（明治44）年に閉鎖された。女高師は当初東京のみで、次いで奈良、広島にも設置されていくが、戦前において、本科としての体育科は1937（昭和12）年に東京

女高師に設置されたのみで、奈良女高師、広島女高師での設置は戦中、戦後となった。1911（明治44）の国語体操専修科の廃止後、女高師に体育科が設置されるまで、女高師体育科の代わりとなったのが、第六臨教家事科第一部とその後継の体操家事科であった。

女子体育教師養成確立の過程で、国語と体操、体操と家事、さらに体操と音楽（私立東京女子体操音楽学校）と、体操科だけの教員養成ではなく、複数科目を併せて学ばせたことが、一つの特色となっている。

第六臨教家事科第一部、体操家事科に焦点を当てた先行研究として、国枝（1969）、国枝・沢本（1970）、興水（1991）の日本体育学会での口頭発表と掛水（2010）の論文がある。国枝（1969）は第六臨教体操家事科の特徴や卒業生数を、国枝・沢本（1970）は主要な女子体育指導者を取り上げ、興水（1991）は昭和7年3月卒業生の論文に関して研究している。掛水（2010）は女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割の研究のなかで、第六臨教家事科第一部、体操家事科と東京女子臨教の学科課程の変遷や卒業生数^{注1}を明らかにし、これらの学校が女子体育教師養成史に及ぼした影響を考察している。また、女子中等学校の体操科受持教員に関する一連の研究（掛水、2011a、2011b、2014、2015a、2015b、2016、2017、2018；掛水・山田2011b）で、第六臨教卒業生の各女子中等学校で占める割合等は明らかにされている。これらの先行研究いずれでも、卒業生の職歴は明らかにされていない。

本研究は、戦前における女子体育教師の確立過程を検討するための研究の一部である。女子体育教師の確立過程は、国の政策のなかでの制度、入学生数卒業生数だけでなく、女子体育教師個人はどのような歴史を残してきたのかという個人の視点から個

人史を検討することが必要である。個人史については、私立東京女子体操音楽学校の卒業生(掛水, 1993)と女高師国語体操専修科卒業生(掛水, 印刷中未公開)については、限られた史料のなかで検討されている。本研究では、個人史の一つとして、第六臨時教家事科第一部、体操家事科^{注2)}卒業生の職歴を明らかにすることにより、ジェンダーの視点からみた戦前における女子体育教師の確立過程を考察したい。具体的には、在職率、職業継続と結婚の関係、体操科と家事科の受持ち状況などから考察する。さらに、1938(昭和13)年に大谷武一が女子体育教師欠乏の理由として、体操家事科卒業生は「卒業した者が皆家事にばかり行って、これ迄数百人体操科の方を出て居るんですが、現に体育をやっている人は此の片手を屈する程しかありません(中略)体操が嫌だから家事の方へ移って行くのです」(女子と子供の体育編集部, 1937, p. 33)と述べ、この原因について、女高師校長の下村が「体操の先生が少し骨が折れるものだから」(女子と子供の体育編集部, 1937, p. 33)と述べたことは事実であるかどうかを検証する。

1. 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科について

(1) 第六臨時教員養成所

ここでは先行研究の記述と繰り返しになるが、臨教の概要について先行研究を用いて記す。臨教は中等教員の不足に対応するため、1902(明治35)年3月「臨時教員養成所官制」が公布されたことにより、設置された。「臨時教員養成所官制」は以下の通りである。

- 第一條 臨時教員養成所ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
- 第二條 臨時教員養成所ハ文部大臣ノ指定スル帝國大学及直轄諸學校内ニ之ヲ置ク
- 第三條 臨時教員養成所ハ當該帝國大学總長及直轄諸學校長ヲシテ之ヲ管理セシム
- 第四條 臨時教員養成所ニ教授及書記ヲ置ク教授ハ奏任トシ各所ヲ通シ専任六人ヲ以テ

定員トス生徒ノ教授ヲ掌ル書記ハ判任トシ各所ヲ通シ専任三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第五條 臨時教員養成所ノ名称ハ文部大臣之ヲ定ム

同月29日に「臨時教員養成所規程」が定められ、5校の臨教が設置された。「第二條 各學科ノ修業年限ハ二個年トス」と定められ、当初は二年の修業年限であったが、のちに「二個年乃至三個年」となった。当初は「第十一條 入学試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ中學校師範學校卒業生ニ限リ時宜ニ因リ試験ヲ行ハサルコトヲ得」と定められたが、東京女高師にも臨教が設置されたことにより、「第十一條 入学試験ハ男子ニ在リテハ中學校卒業女子ニ在リテハ修業年限四箇年ノ卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ」と、修正された。

臨教の設置、廃止は大きく3期に分かれる。第1期では、1902(明治35)年に第一から第五臨教が東京帝大、第一高校、第二高校、第三高校、東京外語学校に、遅れて1906(明治39)年に第六臨教が女高師に設置された。しかし、第六臨教のみ残して他は設置期間4年から12年間で廃止された。その後1922(大正11)年4月に臨時教員養成所規程が改正され、再び臨教が設置されることになった。この第2期では、第六臨教はそのまま継続し、1922(大正11)年から1929(昭和4)年にかけて、順次第一から第十六臨教の15校が1期とは別の学校に新設された。第六臨教以外は1932(昭和7)年までに設置期間3年から11年間で閉鎖された。第六臨教は1939(昭和14)年3月まで33年間継続した。第3期では1940(昭和15)年から1944(昭和19)年にかけて、第2期と同じ学校に7校、異なる学校に8校の計15校が地名を付して設置された。東京女高師には第六臨教に代わって地名を付した東京女子臨教が設置された。このように、臨教は必要に応じて臨時的に設置、廃校されるものであったが第六臨教とその後身の東京女子臨教のみが、臨教という名で1939(昭和14)年度と翌年度の二

年間を除いて40年間にわたって恒常的に設置されたのである。女高師で教員養成をするべきところ、第六臨教に任された形であった(掛水, 2010)。

第六臨教は入学生が卒業すると、次の期が入学するシステムであった。第六臨教は1906(明治39)年に英語科が設置され、1期2年で26人の卒業生を出して英語科は廃止された。代わって1909(明治42)年に家事科が設置され、家事科は2期6年で81人の卒業生を出した後、家事科第一部(1期21人)、家事科第二部(1期29人)、家事裁縫科(2期49人)、体操家事科(8期231人)、理科家事科(5期116人)等学科名や修業年限に改組を重ねながら、1939(昭和14)年3月の第六臨教廃止まで33年間続いた。家事裁縫科は教員不足に対応するため、委託生制度を作り、共立女子職業学校、和洋裁縫女学校等6校に養成を委託した程であった。国語漢文科は3期118人、理科は1期26人、歴史地理科は3期79人の卒業生のみを出した。したがって、第六臨教が恒常的になったのは家事科関連教員の不足によるものであり、家事科に裁縫科、理科、体操科を組み合わせ、複数の学科を教えることができる教員を養成していた(掛水, 2010)。

(2) 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科課程

第六臨教家事科第一部、体操家事科では女子体育教師は単科で養成されることはなかった。1915(大正4)年から修業年限3年の家事科第一部で裁縫科、家事科、体操科を兼ねた教員を養成していた。1918(大正7)年2月20日に文部省令二号臨時教員養成所規程で、「第一條中家事科ヲ家事裁縫科體操家事科ニ改ム」(官報、第1663号、大正7年2月20日)と改正された。依テ當所ニ於ケル家事科第一部第二部ヲ改メテ家事裁縫科(修業年限三箇年)體操家事科(修業年限二箇年)トシ同時ニ生徒ノ入學シ得ル年齢最低滿十七年ヲ滿十六年ニ改ム」(東京女子高等師範学校, 1918, p. 5)となった。16歳で入学でき2年間で卒業となったのである。このことは、後に無試験検定許可校・指定校となる私立女子体操学校へ影響を及ぼすことになる。「本来、無試験検定許可校は

女高師本科学科と準じていなければならなかったが、臨教と比較して許可されたため無試験検定許可校の教育内容も臨教とそれに準じるものになった」(掛水, 2010, pp. 11-12)と同時に、女子体育教師が他の女子教師から差異化されることになる。ジェンダーの視点から見て、安上りの女子労働力とその使い捨てへと繋がっていく。1926(大正15)年4月入学生から修業年限3年となったが、すでに、1923(大正12)年4月21日に無試験検定指定校として日本体育会体操学校女子部高等科、同許可校として、1925(大正14)年2月24日に私立東京女子体操音楽学校体操科本科が許可されていたのである(掛水, 2010)。

家事科第一部家事科家事科第二部に分かれる前の家事科は修身、教育、家事、裁縫、国語、物理及化学、体操、手芸であり、家事科第一部は修身、教育、家事、裁縫、国語は同じで、物理及化学が理科となり、手芸の中にあった図画のみが学科として残り手芸のうち刺繍、造花の授業がなくなり、音楽2時間が加わっている。時数の大きな違いは裁縫科の時数を減らし、体操が週1時間から週6時間になったことである。しかし、最も多い時数は裁縫で週10時間であった。こうして卒業時に「体操科ノ内体操、家事、裁縫」の教員免許状が授与された。1918(大正7)年の改正で家事科を踏襲していた家事科第二部が家事裁縫科に、家事科第一部が体操家事科となり、体操家事科のみ修業年限が2年に短縮された。体操家事科課程は、家事科第一部では31.3%を占めていた裁縫がなくなり、最も多い時数は32.7%を占める体操となった。裁縫をなくすことにより、修業年限が一年短くなくても他の学科時数は大きく変わっていない。1926(大正15)年に修業年限3年となった後の体操家事科では、随意科として英語が加わり、全ての科目の授業数が増えている。なかでも国語と理科の授業が増えている。理科の内容は、生理、衛生、園芸、物理、化学、実験などであり、体操にも家事にも基礎となる学科である(掛水, 2010)。体操家事科卒業生に与えられた教員免許状は家事科第一部に与えられていた裁縫がなくなり、「体操科ノ内体操、家事」であった。

2. 1918(大正7)年から1925(大正14)年までの家事科第一部, 体操家事科卒業生在職地分布

第六臨時教員養成所家事科第一部, 体操家事科卒業生の在職地分布を検討するためには, 女高師国語体操専修科の卒業生の在職地分布と併せて見る必要がある。表1-1に参考として, 女高師国語体操専修科の卒業生の分布(掛水, 印刷中未公刊)を付した。

表1-2は各年度『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』中, 1923(大正12)年までは「卒業生」の章, 1925(大正14)年は附録の『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽附録卒業生氏名』に記載された卒業生の動向を整理して作成した在職地分布である。1923(大正12)年までは「卒業生」の章には就職先, 死亡, 非役, 結婚に関する事が記載されているが, 1924(大正13)年からは卒業直後の卒業生の就職先のみ記載となり, それ以前の卒業生は氏名のみ記載で, 在職地を確認できなくなる。1925(大正14)年のみ, 附録として『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽附録卒業生氏名』が刊行された。1920(大正9)年度については, 『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』の所在が確認できないので, 分析できなかった。

中等学校の教員名, 担当教科名を調査した『中等教育諸学校職員録』に記載された学校名と『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』に記載された就職先と異なっている場合もある。また, 1918(大正7)年とその翌年は全く同じ記載となっている。その理由としては, 調査日のずれや, 母校へ動向の届けを怠ったり, 前年度のまま記載されていることも考えられる。ここでは, 各年度『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』の記載から作成した。

表1-1に示すように, 女高師国語体操専修科全卒業生88人が出揃った1911(明治44)年から在職者は減少の一途を辿り, 家事科第一部卒業生が出る前年1917(大正6)年には41人に減少していた。1925(大正14)年には21人の在職者になり, この全期間

在職者があるのは東京のみであった。一方で秋田, 福井, 山梨, 鳥取, 島根, 愛媛, 宮崎には全く在職していなかった。

表1-2に示すように, 第六臨教家事科第一部, 体操家事科卒業生は年と共に増加し, 1925(大正14)年には外地も含めて37府県等で109人の卒業生のうち80人が在職していた。一方で退職者も増えて2人死亡, 27人非役となっている。女高師国語体操専修科卒業生が配置されていなかった秋田, 福井, 山梨, 宮崎にも配置されていることがわかる。しかし, 鳥取, 島根, 愛媛には国語体操専修科卒業生も含め全く在職しておらず, 官立学校で体操科を専門に学んだ女子体育教師が配置されることはなかった。また, 東北地方, 四国地方, 九州地方では女高師国語体操専修科卒業生が欠けた地を補うように配置されていた。

第六臨教家事科第一部, 体操家事科は, 女高師国語体操専修科に代わって設置されたものとみなされるが, 新たな卒業生が出て退職者があり, 女子体育教師養成が間に合わなかった。

表1-1 女高師国語体操専修科卒業生在職地分布
1925(大正14)年まで

内地 外地	番号	地方 道府県等	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925		
			明治 38年 人数	明治 39年 人数	明治 40年 人数	明治 41年 人数	明治 42年 人数	明治 43年 人数	明治 44年 人数	明治 45年 人数	大正 2年 人数	大正 3年 人数	大正 4年 人数	大正 5年 人数	大正 6年 人数	大正 7年 人数	大正 8年 人数	大正 9年 人数	大正 10年 人数	大正 11年 人数	大正 12年 人数	大正 13年 人数	大正 14年 人数		
内地	1	北海道	1	1	1	2	1	1	1	1						1	1								
	2	青森			1																				
	3	岩手			1	1	3	2	2	1	1	1	1												
	4	宮城			1	2	3	2	1	2	3	2	1	1	1										
	5	秋田																							
	6	山形	1							2	2	1	1	1	1	1	1	1		1	1				
	7	福島			1	1	2	1	1	1	1	1	1	1											
	8	茨城	1	1	2					1	1	1	1	1	1	1									
	9	栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		2	2	2			
	10	群馬																							1
	11	埼玉			1	1	1	1	1	1	1	2	2	1											
	12	千葉		1	1	2	3	2	3	4	2	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	
	13	東京	5	4	8	7	8	8	11	12	10	9	8	7	6	6	6	6		4	4	4	1	3	
	14	神奈川				1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1				2	2	2			
	15	新潟					1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1	1		1	
	16	富山	1	1	1	1	1	1																	
	17	石川			1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		2	
	18	福井																							
	19	山梨																							
	20	長野							1	1	1														
	21	岐阜	2	2	3	3	2	1																	1
	22	静岡			1	1				1	1	2	2	2	2	2	2	2							
	23	愛知			1		1	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1	1			
	24	三重	2	2	2	2	2	2	3	3	4	2	2	2	2	2	1	1		1	1	1			
	25	滋賀			1					1	1														
	26	京都	1	1	1	1	4	4	5	2	3	3	3	2	2					1	1	1		2	
	27	大阪	1	1	1	1	4	4	3	3	2	2	2	1	1	2	1			2	2	2			
	28	兵庫	1	1	1					1	2	2	3	2	2	2	1	1		1	1	1			
	29	奈良			1	1	3	3	3	4	3	3	3	3	4	2	2			1	1	1			
	30	和歌山								1	1				1	1	1	1		1	1	1		1	
	31	鳥取																							
	32	島根																							
	33	岡山	1	2	3	2	3	3	1	1	1	1	1					1		1	1	1		1	
	34	広島	1	1	2	2	1			2	2														
	35	山口													1	1	1	1		1	1	1			
	36	徳島					1	1	1	1															
	37	香川				1	2	1	1	1	1	1	1												
	38	愛媛																							
	39	高知								1	1	1	1												
	40	福岡			2	1	4	3	3	1	1	1	1				1	1		2	2	2			
	41	佐賀			1	1				1	1	1	1	1	2	2	2	2		2	1	1		1	
	42	長崎	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	2	1							
	43	熊本	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
	44	大分																							
	45	宮崎												1	1	1	1	1							
	46	鹿児島							1	1											1	1	1		2
	47	沖縄			1	1				1	1	1	1	1							1	1	1		1
外地	1	朝鮮總督府							2	3	4	4	4	3	3	3	3		3	3	3		4		
	2	臺灣總督府																		1	1	1			
合計	在職者数		20	19	41	40	59	49	66	66	57	52	49	41	41	35	33		32	31	30		21		
	府県等数		14	13	26	25	27	24	33	34	29	28	28	23	23	21	21		22	22	21		13		
参考	非役数		1	2	4	5	7	16	20	19	27	31	34	42	42	47	48		48	49	50		57		
	死亡者数		0	0	0	0	1	2	2	3	4	5	5	5	5	6	7		8	8	8		10		
	非役・死亡者数		1	2	4	5	8	18	22	22	31	36	39	47	47	53	55		56	57	58		67		
	卒業生数		21	21	45	45	67	67	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	

注)・各年度『女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校一覧』、『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』から作成した。

・大正9年度『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』の所在が確認できないので、分析できなかった。

・大正13年度と大正15年度以降は『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧』には卒業生の就職先の記載は卒業直後ののみとなり、分析できなかった。

・外地は地方や県に分けなかった。

表1-2 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生在職地分布 1925(大正14)年まで

番号	地方	道府県等	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	
			大正7年 人数	大正8年 人数	大正9年 人数	大正10年 人数	大正11年 人数	大正12年 人数	大正13年 人数	大正14年 人数	
1	北海道		1	1		2		3		1	
2	東北	青森									
3		岩手				1		1		1	
4		宮城	2	2		3		4		2	
5		秋田						1		1	
6		山形	1	1				2			
7	関東	福島				2		3		1	
8		茨城									
9		栃木				1		1			
10		群馬								2	
11		埼玉	1	1				1		2	
12		千葉						1		1	
13		東京	3	3		5		6		13	
14		神奈川				1		1		1	
15		信越・北陸	新潟				1		1		2
16			富山						1		
17	石川					2		3		4	
18	福井							1		1	
19	山梨							1		1	
20	長野							3		4	
21	東海		岐阜					1		1	
22			静岡						1		1
23			愛知	3	3		2		4		3
24			三重	1	1				1		1
25		近畿	滋賀					1		1	
26	京都					3		3		1	
27	大阪					1		2		4	
28	兵庫					1		1		4	
29	奈良		1	1		3		3			
30	和歌山							1			
31	中国	鳥取									
32		島根									
33		岡山	1	1		1		2		1	
34		広島				2		4		1	
35		山口	1	1				1		2	
36	四国	徳島						1			
37		香川				1		1		1	
38		愛媛									
39		高知	1	1		1		1		3	
40		九州・沖縄	福岡	1	1		3		4		2
41	佐賀		1	1		1		1		2	
42	長崎		1	1		2		3		3	
43	熊本							1		4	
44	大分		1	1		2		3		4	
45	宮崎									1	
46	鹿児島										
47	沖縄										
1	外地	朝鮮總督府	1	1		1		1		1	
2		臺灣總督府									
3		支那・青島								1	
4		關東州								1	
合計			21	21		47		75		80	
府県等数			16	16		23		39		37	
参考	非役・空白数		0	0		3		4		27	
	死亡者数		0	0		0		0		2	
	非役・死亡者数		0	0		3		4		29	
	卒業生数		21	21	50	50	79	79	109	109	

注)・大正14年までは『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所覽』から作成した。

- ・大正9年度『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽』の所在が確認できないので、分析できなかった。
- ・大正13年度と大正15年度以降は『東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽』には卒業生の就職先の記載は卒業直後ののみとなり、分析できなかった。
- ・外地は地方や県に分けなかった。

3. 中等学校在職率

(1) 家事科第一部、体操家事科卒業生卒業年別 1939(昭和14)年在職率

明治四十五年三月十八日に文部省令第八號臨時教員養成所卒業生服務規則(官報第8621号, 明治45年3月18日)第1條で学資の補給を受けた者は修業年限と同じ年度の服務義務, 学費の補給を受けない者は修業年限3年の者は2年, 修業年限2年の者は1年の服務義務が定められた。第2條で, 1條の期間のうち, 官費の補給を受けた者は修業年限3年の者は2年, 同2年の者は1年, 学資の補給を受けない者は1年文部大臣の指定に従って就職する義務があった。家事科第一部は3年, 体操家事科は当初2年, 1926(大正15)年以後は3年であるから, 卒業生によって3年から1年服務し, そのうち2年か1年は文部大臣の指定に従って就職しなければならなかった。

1939(昭和12)年を最後に『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』は見出せないで, 1939(昭和14)年に在職していたかどうかはわからない。そこで, 1939(昭和14)年度版『高等女学校女子実業学校職員録』と『師範学校中学校職員録』から, 家事科第一部, 体操家事科卒業生を探し出すことにした。したがって, 本研究での在職率は, 臨教は中等教員養成を目的にしていたので, 中等学校在職率である。

ここで, 他の研究の記述の繰り返しになるが, 一連の『中等教育諸学校職員録』について簡単に説明しておく。『諸学校職員録』を始めとした一連の「職員録」は1903(明治36)年創立の中等教科書協會により発行されたもので, 第1版は1903(明治36)年度の調査結果を1904(明治37)年1月24日に『諸学校職員録』という名称で発行された。1906(明治39)年度版は『中等教育諸学校職員録』と名称が変更されている。『中等教科書協會有終史』(中等教科書協會, 1941)によると, 1923(大正12)年度を除いて1940(昭和15)年度まで全37版発行されたとしている。1938(昭和13)年版からは学校数が増加したため「師範学校中学校」, 「高等女学校女子実業学校」, 「実業学校」に三分冊された。現在(2018年11月)これらの所在が確認できるのは, 明治期3年分(36, 39, 41年度), 大

正期3年分(10, 11, 15年度), 昭和期は三分冊されるまでの10年分(2-7, 9-12年度)と三分冊後の「師範学校中学校」, 「高等女学校女子実業学校」については2年分(13-14年度)^{注2)}, 「実業学校」については13年度のみである。女子の学校の記載は18年分となる。

「職員録」には, 学校名, 住所, 現在生徒数, 創立年, 学校長名, 職名, 受持ち教科名, 氏名が記載されている。職名別(教諭, 教諭心得, 助教諭, 助教諭心得, 嘱託等)は, 1921(大正10)年度版以降にはない。性別は記載されていないため, 名前, 受持ち教科, 女高師と第六臨の卒業生名簿と各年の『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧』から性別を判定した。判定誤りの可能性があるのではという研究の限界があるが, 全国の学校の教員の実態を知ることができる史料は他にないため本史料を用いた。

本研究の対象である1918(大正7)年以後の職員録は15年分存在する。本研究の限界をここで断っておく。それは, 15年分全ての分析は困難であるということである。大谷の言を検証するため, 現在確認できる最後の1939(昭和14)年度『高等女学校女子実業学校職員録』と『師範学校中学校』の分析をした。『高等女学校女子実業学校職員録』だけでも1,803校が掲載されており, 女子教員10,770人を抽出した, そのなかに, 家事科第一部から体操家事科8期の合計252人の卒業生がいるかどうかを検索した。生徒時姓

名, 結婚後姓名から検索したが, 見落としている可能性もあることも本研究の限界である。

図1は1939(昭和14)年時点での家事科第一部, 体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年の在職率である。1939(昭和14)年に家事科第一部卒業生は卒業21年後に達し, 40歳を超えたとの年齢である。卒業後間もない卒業生の在職率は高いが, 卒業7年後の在職率は33.3%, 卒業10年後では18.5%と減少していく。その後, 13年後38.7%, 15年後48.3%と持ち直しているが, 卒業21年後では14.3%の在職率であった。

今日(2018年)でも, 職業継続状況にはジェンダーク差がある。女性は学校卒業後短期間在職後, 結婚あるいは出産で望んで専業主婦となり退職する場合や職業継続の意思を持っていても, 出産後子どもが保育園に入れないことから職業継続を断念せざるを得ない状況に陥る場合がある。家事科第一部, 体操家事科卒業生在職率も今日と同様の傾向を示している。

(2) 第六臨時教員養成所家事科第一部, 体操家事科卒業生1939(昭和14)年既婚未婚別在職率

前述したように, 卒業後年数の経過とともに急速に在職者が減少していくことと結婚が関係しているのかどうかを検討する。1939(昭和14)年度「職員録」に掲載された名前が生徒時姓名と異なる場合を既婚者とした。

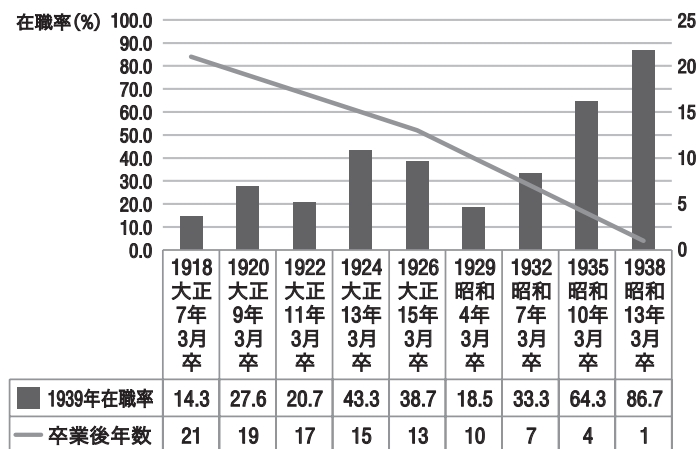


図1 第六臨時教員養成所家事科第一部, 体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年在職率

図2に、既婚者と未婚者の割合、既婚者中の在職率、未婚者中の在職率を示した。未婚者でも、この間合計で53.6%の在職率である。しかし、既婚者の在職率は22.8%と、未婚者の半分以下であり、1924(大正13)年3月卒と1926(大正15)年3月卒は40%内外と高い在職率を示しているが、他は10%台であることがわかる。男子の臨教出身教員の在職率に関する先行研究を見いだすことができず比較できないが、ジェンダーの視点から見て女子教員の在職率に対して、結婚は職業継続に悪影響を及ぼしていることが明らかとなった。

4. 体操と家事科の関係

(1) 家事科第一部と家事科第二部卒業生の在職率比較

1915(大正4)年4月から家事科は家事科第一部、家事科第二部に分かれた。共通の科目は修身、教育、家事、裁縫、国語、理科、図書、体操で、家事科第一部のみに音楽、家事科第二部のみに手芸が課された。週授業時数の大きな違いは裁縫と体操の時間で、家事科第一部は裁縫10時間、体操6時間であった

のに対して、家事科第二部は裁縫13時間、体操3時間であった。もともと不足していた家事科のなかに、同様に不足していた体操科が加わった形の家事科第一部と、本来の家事科を踏襲し、裁縫を重視した家事科第二部に分かれた。教員が不足しているという理由で、家事科と体操科という組み合わせとなり体操家事科となったのである。そして、双方とも、長い間女子教員が活躍できる場として確保されていくことになる。

1915(大正4)年4月に同時に入学し、1918(大正7)年3月に同時に卒業した家事科第一部と家事科第二部卒業生の在職率を比較することは、体操科と裁縫科どちらの在職率が高いのかを比較することになる。大谷が「体操が嫌だから家事の方へ移って行く」(女子と子供の体育編集部, 1937, p. 33)、女高師校長の下村が「体操の先生が少し骨が折れるものだから」(女子と子供の体育編集部, 1937, p. 33)と述べたように、身体的事情が勤務年数に影響を及ぼし、家事科第一部卒業生の方が在職率は低いのではないかと仮説を立てた。しかし、大谷が言うように、体操科から家事科へ移って在職していたら、在職率は低いということにはならないであろう。

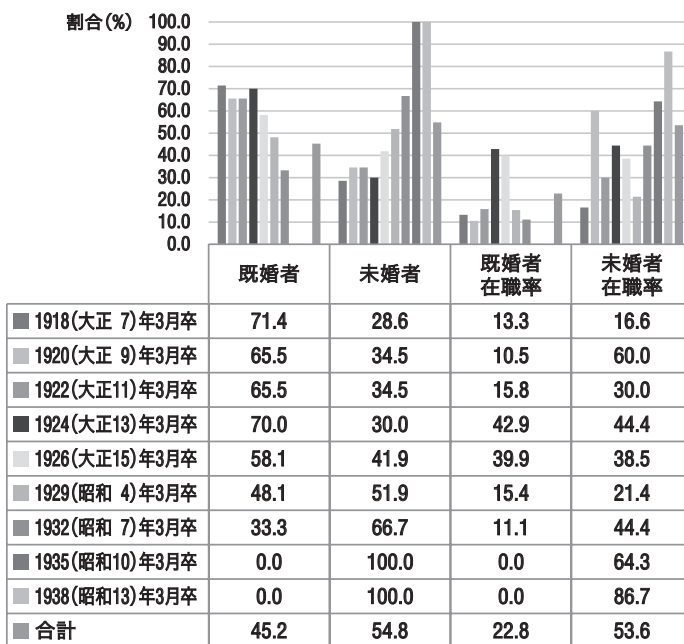


図2 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年既婚未婚別在職率

図3に示すように、卒業3年、4年、5年後の家事科第二部は96.6%の在職率で、家事科第一部より高く、卒業21年後の1939(昭和14)年も家事科第二部は20.7%の在職率で、家事科第一部の14.3%より高かった。しかし、卒業1年後と7年後は家事科第一部の方が高かった。史料の範囲で卒業後最も経過した21年後には家事科第一部で85.7%、家事科第二部で70.3%が在職していないことが明らかとなった。仮説通り家事科第一部卒業生の在職率の方が低かったが、家事科第二部の在職率も減少しており、教える教科よりもジェンダーが職業継続に影響を及ぼしていると思われる。

表2は家事科第一部、家事科第二部1918(大正7)年卒業生の1939(昭和14)年の在職状況を比較したものである。生徒時の状況は「東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧」(1915, p. 36)から作成した。1939(昭和14)年の在職状況は師範学校中学校職員録(中等教科書協会, 1939a)、高等女学校女子実業学校職員録(中等教科書協会, 1939b)掲載の全国の学校女子教師から卒業生を探索した。家事科第一部卒業生は21人中3人が在職しているが、体操科を受け持っているのは東京女子高等師範学校、同附属高等女学校兼任の戸倉ハルのみとなり、

他の二人は家事科を受け持っていた。家事科第二部卒業生29人中6名が在職しており、裁縫一教科の受持ちは二人で、他は家事や裁縫等と共に教えていた。裁縫と体操の受持もあった。このころ、40歳前後の年齢になった卒業生の在職は僅かとなった。家事科第一部卒業在職者3人中2人は家事科のみの受持ちとなっており、大谷の「家事の方へ移って行くのです」との言は間違いではなかった。

表2に示したように、1939(昭和14)年在職者9人のうち2人が出身学校に在職しており、この2人を含めた4人が故郷に戻っている。9人中5人が既婚で、結婚後も在職していることが明らかとなった。

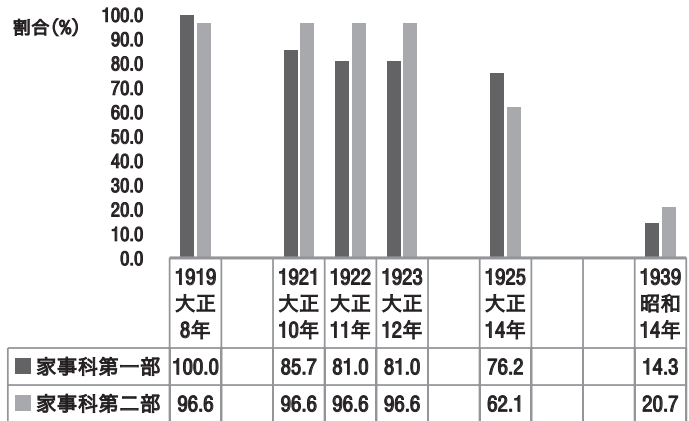


図3 家事科第一部と家事科第二部1918(大正7)年3月卒業生の在職率比較

表2 第六臨時教員養成所家事科第一部、第二部1918(大正7)年卒業生の1939(昭和14)年の在職状況比較

部	1939(昭和14)年在職状況						生徒時(大正4年4月入学大正7年3月卒業)			
	名前	在職学校所在地	在職学校名	受持教科数	体操科受持順	体操科教科名	体操科以外の受持教科名	姓	籍	出身学校名
第一部	原 ヒサ	福岡	福岡縣門司高等女学校	1	0		家	豊田	福岡	福岡縣私立九州高等女学校
	戸倉 ハル	東京	東京女子高等師範学校, 同附属高等女学校	1	1	體			香川	香川縣立丸亀高等女学校
	濱田 リノ	長崎	長崎縣女子師範学校	1	0		家	藤井	新潟	長崎縣女子師範学校
第二部	瀬戸 利子	和歌山	財團法人山脇高等女学校	1	0		裁	黒田	三重	和歌山縣東牟婁郡立高等女学校
	市島 キミ	北海道	財團法人女子經濟專門学校附属高等女学校	1	0		裁		山形	北海道廳立札幌高等女学校
	北澤 つるじ	東京	東京府立第九高等女学校	4	0		家・作・手藝・算		長野	長野縣松本女子師範学校
	岩倉 トリ	熊本	熊本縣中央高等女学校	2	0		家・和裁		熊本	熊本縣私立尚綱高等女学校
	上林 貞子	兵庫	財團法人甲南高等女学校	2	2	體	裁・	尾崎	鳥取	鳥取縣立鳥取高等女学校
	小松崎 登美	茨城	茨城縣立土浦高等女学校	2	0		家・裁	宮本	茨城	茨城縣立土浦高等女学校

注 以下の史料から作成した。

東京女子高等師範学校(1915)東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覧大正4年4月至大正5年3月。東京女子高等師範学校:東京, p. 36。中等教科書協会(1939)昭和十四年五月現在 第三十六版 師範学校中学校職員録, 中等教科書協会:東京。

(2) 体操科受持ち状況

大谷の「家事の方へ移って行くのです」との言は1939(昭和14)年における、家事科第一部1918(大正7)年卒業生については、間違いではなかった。しかし、元々家事科の教員養成のなかに、体操科が入り両方の教科を学ぶ科で両方の教員免許状を所持しているため、移って行くという表現は相応しくないとされる。逆に体操家事科でありながら、体操科の方に貢献してきたと見るべきであろう。

表3と図4は家事科第一部、体操家事科卒業生が

1939(昭和14)年に体操科を受け持っているかどうかを「職員録」から調査し、卒業年別に、卒業生中の割合と在職者中の割合を示したものである。在職者そのものが卒業後年数の経過とともに減少していくことは先に述べたが、それに伴い卒業生中体操科受持ち者も減少していることがわかる。卒業後7年経過すると29.6%の受持ち、卒業後21年経過すると4.8%の受持ちとなっている。在職者中の体操科受持ち割合は緩やかに減少していることがわかる。卒業後13年にあたる1926(大正15)年3月卒までと卒業後19年にあたる

表3 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年体操科受持ち状況

	卒業生数	在職者数	在職割合 (%)	体操科受持ちあり	体操科受持ちなし	在職者中体操科受持ちあり割合 (%)	在職者中体操科受持ちなし割合 (%)	卒業生中体操科受持ちあり割合 (%)
1918(大正7)年3月卒	21	3	14.3	1	2	33.3	66.7	4.8
1920(大正9)年3月卒	29	8	27.6	7	1	87.5	12.5	24.9
1922(大正11)年3月卒	29	6	20.7	2	4	33.3	66.7	7.0
1924(大正13)年3月卒	30	13	43.3	9	4	69.2	30.8	30.0
1926(大正15)年3月卒	31	12	38.7	10	2	83.3	16.7	32.3
1929(昭和4)年3月卒	27	5	18.5	4	1	80.0	20.0	14.8
1932(昭和7)年3月卒	27	9	33.3	8	1	88.9	11.1	29.6
1935(昭和10)年3月卒	28	18	64.3	16	2	88.9	12.5	57.1
1938(昭和13)年3月卒	30	26	86.7	26	0	100.0	0.0	86.7
合計	252	100	40.0	83	17	83.0	16.0	32.9

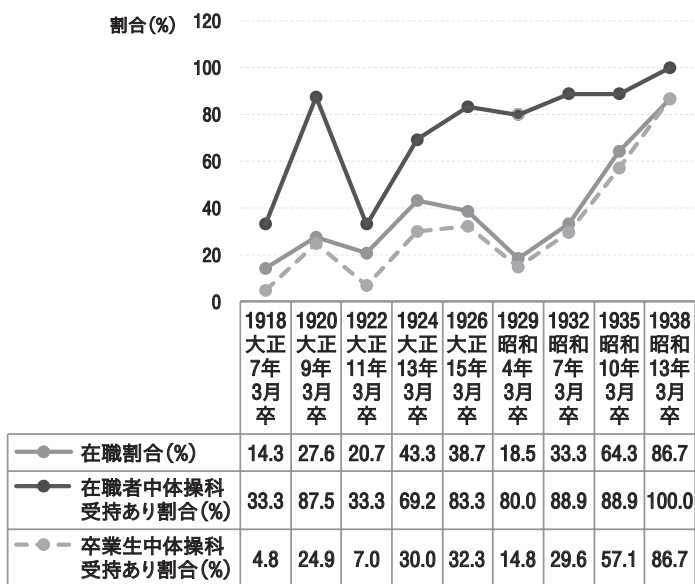


図4 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年体操科受持ち状況

1920(大正9)年3月卒は八割から九割が体操科を受け持っており、決して全員が体操科から家事科の方へ移っている訳ではなかった。

一連の「職員録」には全国の学校教員が受け持っている教科名が書かれており、教科名順に、その学校での教員の専門性を示していると思ふことができる。1939(昭和14)年の体操科のみ受持ち60人、体操科と他の教科を併せての受持ち23人、合計83人の体操科受持ち教師の体操科記載順は1番目71人、2番目9人、3番目2人、4番目1人であった(表5)。「職員録」に体操科が1番目に記載された71人が体操科教師と言える。

家事科第一部、体操家事科全卒業生252人中100人が在職し、そのうち83人が体操科を受持ち、71人は体操科を1番目に記載の教科であるから、全卒業生については大谷の「家事の方へ移って行くのです」の言は正しいとは言いがたい。大谷がそのように言った理由は不明であるが、たまたま周囲にそのような人がいたのであろうか。同様に、83人が体操科を受け持っている状況から「体育をやっている人はこの片手を屈する程しかありません」との言も正しいとは言いがたい。

(3) 体操科以外の受持ち教科

戦前の女子中等学校体操科受持ち状況は、一連の体操科受持ち教員の研究で、他教科に体操も併せた受持ちから次第に体操のみの受け持ちとなっていくことが明らかになっている。1939(昭和14)年に在職していた100人の受持ち教科数を表4に、体操科以外の受持ち教科を表5に示した。

表5で「体操科なし」の17人は体操科を受け持たず、表に記載の家事などの教科を受け持っている。この17人中5人は家事科のみ、他の12人は家事科と作法、割烹、作法、花・茶、作法・訓育等を組み合わせている。全員が家事科を受け持つ家事科教師であり、体操科教師とは言えない。

「体操科あり」の体操科と併せた受持ち教科を見ると、家事科が9人、音楽が3人、国語、作法、裁縫が各1人で、8人は家事科に表5に示した多様な教科を組み合わせ、3教科か4教科を受け持っている。家事科第一部は体操科、家事科に加えて、裁縫科の教

員免許状、体操家事科は体操科と家事科の教員免許状を所持していたが、免許外教科も表5に示した受け持っていた。

表4 第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生卒業年別1939(昭和14)年受持ち教科数

	1教科	2教科	3教科	4教科	合計
1918(大正7)年3月卒	3	0	0	0	3
1920(大正9)年3月卒	4	1	1	2	8
1922(大正11)年3月卒	1	3	1	1	6
1924(大正13)年3月卒	8	2	1	2	13
1926(大正15)年3月卒	8	2	2	0	12
1929(昭和4)年3月卒	3	1	1	0	5
1932(昭和7)年3月卒	7	2	0	0	9
1935(昭和10)年3月卒	13	4	1	0	18
1938(昭和13)年3月卒	18	5	3	0	26
合計	65	20	10	5	100

表5 1939(昭和14)年体操科以外の受持ち教科

体操科以外の受持ち教科	体操科なし	体操科あり (体操科記載順番)				計
		1番目	2番目	3番目	4番目	
家事	5	4	5			14
音楽		1	2			3
国語		1				1
作法		1				1
裁縫		1				1
作法・家事	2					2
家事・割烹	2					2
家事・国語			1			1
家事・手藝		1				1
家事・修身		1				1
家事・生理		1				1
家事・作法	1					1
家事・花・茶	1					1
家事・理科・国語				1		1
家事・作法・訓育	1					1
家事・作法・教育	1					1
家事・国語・文法			1			1
家事・割烹・生理・作法	1					1
作法・家事・習字					1	1
作法・手藝・家事	1					1
作法・洋裁・家事	1					1
修身・家事・手芸				1		1
修身・生理・家事	1					1
計	17	11	9	2	1	40
体操科以外の教科なし		60				60
合計	17	71	9	2	1	100

まとめ

本研究では、第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生の職歴を明らかにすることにより、ジェンダーの視点からみた戦前における女子体育教師の確立過程を考察してきた。さらに、大谷武一が1938(昭和13)年に女子体育教師欠乏の理由として、卒業生は体操が嫌だから家事ばかりに行き、「片手を屈する程」しかないと述べたこと、女高師校長下村が「体操の先生が少し骨が折れるものだから」と述べたことは事実であるかどうかを検証してきた。

女子高等師範学校で体操科教員養成がされていなかった間、女子の体操科教員不足を解消するために、1915(大正4)年に第六臨教家事科を家事科第一部、家事科第二部に分け、家事科第一部で体操科教員養成を始め、「体操科ノ内体操、家事、裁縫」の教員免許が与えられた。1期3年の後、家事科第一部は体操家事科、家事科第二部は家事裁縫科となった。

体操家事科のみ入学最低年齢が17歳から16歳となり、修業年限が3年から2年に短縮された。教員免許状では裁縫がなくなり、「体操科ノ内体操、家事」となった。本来、無試験検定許可校は女高師本科学科と準じていなければならなかったが、臨教と比較して許可されたため女子の体操科無試験検定許可校の教育内容も臨教とそれに準じるものになっていく。

各年度『東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽』を調査した結果、1925(大正14)年には外地も含めて37府県等で、それまでの卒業生109人のうち2人死亡、27人非役で、80人が在職していた。しかし、鳥取、鳥根、愛媛には国語体操専修科卒業生も含めて、官立学校卒業者が全く在職しておらず、新たな卒業生が出て退職者があり、女子体育教師養成が間に合わなかった。

1939(昭和14)年に家事科第一部卒業生は卒業21年後、40歳を超えたる年齢となった。卒業後間もない卒業生の在職率は高いが、卒業7年後の在職率は33.3%、卒業10年後では18.5%と減少していく。その後、13年後38.7%、15年後48.3%と持ち直しているが、卒業21年後では14.3%の在職率であっ

た。全体では未婚者53.6%、既婚者22.8%の在職率で、既婚者在職率は未婚者の半以下であった。既婚者では1924(大正13)年3月卒と1926(大正15)年3月卒は40%内外と高い在職率を示しているが、他は10%台であった。ジェンダーの視点から見て、結婚は女子教員の職業継続を難しいものにしていく。

教員が不足しているという理由で、家事科と体操科という組み合わせとなった家事科第一部と体操家事科であったが、40歳前後の年齢になった卒業生の在職は僅かとなった。1939(昭和14)年度における家事科第一部卒業在職者3人中2人は家事科のみの受持ちとなっており、大谷の「家事の方へ移って行くのです」との言は間違いではなかった。

体操科の受持ちは卒業後7年経過した卒業生の29.6%、卒業後21年経過で4.8%となった。在職者中の体操科受持ち割合は緩やかに減少していた。

1939(昭和14)年の在職者中83人が体操科を受け持っており、「職員録」に体操科が1番目に記載された71人が体操科教師と言える。17人は体操科を受け持たずに、家事科などの教科受け持つ家事科教師となっていた。全卒業生については、大谷の「家事の方へ移って行くのです」と「体育をやっている人は此の片手を屈する程しかないです」との言は正しいとは言いがたい。

体操科と併せた受持ち教科を見ると、家事科、裁縫のほか、音楽、国語、作法等多くの免許外教科を受け持っていた。そして、これらの教科は体操科、家事科に加えて、長い間女子教員が活躍できる教科となっていく。

第六臨時教員養成所家事科第一部、体操家事科卒業生の在職率は卒業後次第に低くなり、特に既婚者の在職率が低かった。そのため、女子体育教師が養成されてもその数は増えなかった。ジェンダーの視点から見て、結婚が職業継続を困難にしており、女子体育教師の確立を難しいものとしていたが、1939(昭和14)年においては、極少数の女子体育教師によって確立されようとしていた。

注

1) これまでの研究で、家事科第一部、体操家事科

卒業生数を計算する際、家事科第一部卒業生21人を二回加算し、273人としていたのを、訂正する。正しくは252人である。

- 2) 本研究は戦前を扱っているため、後身の東京女子臨教家事体操科と体錬科については対象としない。
- 3) これまでの一連の研究で昭和14年(第36版)の『師範学校中学校職員録』を見落としており、確認できないとしていたが所在を確認し使用した。

文献

- 女子と子供の體育編集部(1937)「時局と體育」を語る座談会(一)。女子と子供の體育(1):27-37.
- 掛水通子(2010)女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 45:1-13
- 掛水通子(2011a)明治後期における各種学校としての女学校体操科受持ち教員について—『諸学校職員録』,『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに—。スポーツとジェンダー研究, 9:4-18.
- 掛水通子・山田理恵(2011b)明治後期における高等女学校体操科受持ち教員の実態について:「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現状況。体育学研究, 56(2):451-465.
- 掛水通子(2014)大正後期における私立東京女子体操音楽学校卒業中学校体操科教員の実態について:『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 49:27-45.
- 掛水通子(2015a)大正後期高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに。スポーツとジェンダー研究, 13:4-18.
- 掛水通子(2015b)大正後期における中等程度各種の女学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに。東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要, 50:31-44.
- 掛水通子(2016)昭和戦前期における女学校(各種学校・女子実業学校)体操科受持ち教員について:『中等教育諸学校職員録』(1930年, 1934年),『高等女学校女子実業学校職員録』(1939年)を手懸かりに。東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要, 51:13-26.
- 掛水通子(2017)昭和戦前期における高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について:明治後期から昭和戦前期を通した『中等教育諸学校職員録』(1903年-1934年)『高等女学校女子実業学校職員録』(1939年)の分析を手懸かりに。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 52:17-33.
- 掛水通子(2018)戦前における女子師範学校を中心とした師範学校体操科受持ち教員について:『諸学校職員録』,『中等教育諸学校職員録』,『師範学校中学校職員録』を手懸かりに。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 53:17-33.
- 官報第8621号(明治45年3月18日)
- 官報, 1663号, 大正7年2月20日
- 輿水はる海(1991)昭和7年3月卒, 体操家事科生の論文に関する研究。日本体育学会大会42回大会号:118
- 国枝タカ子(1969)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所体操科に関する研究(第一報) 体育学研究 13(5):32, (日本体育学会第19回大会記録)
- 国枝タカ子・沢本和子(1970)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所体操科に関する研究(第二報)。体育学研究, 14(5):21. (日本体育学会第19回大会記録)
- 社団法人桜蔭会(2002)桜蔭会名簿。社団法人桜蔭会:東京.
- 東京女子高等師範学校(1915)東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正4年4月至大正5年3月。東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1916)東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正5年4月至大正6年3月。東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1917)東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正6年4月至大正7年3月。東京女子高等師範学校:東京.

- 東京女子高等師範学校(1918) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正7年4月至大正8年3月. 東京女子高等師範学校:東京.(お茶の水女子大学附属図書館蔵)
- 東京女子高等師範学校(1919) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正8年4月至大正9年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1921) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正10年4月至大正11年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1922) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正11年4月至大正12年3月. 東京女子高等師範学校:東京.(お茶の水女子大学附属図書館蔵)
- 東京女子高等師範学校(1923) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正12年4月至大正13年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1924) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正13年4月至大正14年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1925a) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正14年4月至大正15年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1925b) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽附録卒業生氏名. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1926) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自大正15年4月至昭和2年3月. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1927) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和2年至昭和3年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1928) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和3年至昭和4年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1929) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和4年至昭和5年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1930) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和5年至昭和6年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1931) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和6年至昭和7年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1932) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和7年至昭和8年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1933) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和8年至昭和9年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1934) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和9年至昭和10年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1935) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和10年至昭和11年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1936) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和11年至昭和12年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 東京女子高等師範学校(1937) 東京女子高等師範学校・第六臨時教員養成所一覽自昭和12年至昭和13年. 東京女子高等師範学校:東京.
- 中等教科書協會(1921) 大正十年五月現在中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1926) 大正十五年五月現在中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1930) 昭和五年五月現在 第二十七版 中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1932) 昭和七年五月現在 第二十九版 中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1934) 昭和九年五月現在 第三十一版 中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1937) 昭和十二年五月現在 第三十四版 中等教育諸學校職員録, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1938) 昭和十三年五月現在 第三十五版 師範學校中學校職員録, 中等教科書

協會：東京.

中等教科書協會(1939a) 昭和十四年五月現在 第
三十六版 師範學校中學校職員録. 中等教科書
協會：東京.

中等教科書協會(1939b) 昭和十四年五月現在 第
三十六版 高等女學校女子實業學校職員録. 中
等教科書協會：東京.

付記

本研究はJSPS 科研費 16K01629 の助成を受けた
研究の一部である.